

令和8年(2026年)4月28日

令和8年度観光誘客機能強化事業業務委託
公募型プロポーザルにかかる質問に対する回答

滋賀県ここ滋賀

標記の件について、令和8年度観光誘客機能強化事業業務委託公募型プロポーザル実施要領5に基づき、事業者から提出を受けた質問票に記載のあった質問に対して次のとおり回答します。

質問1

高年齢者就業確保措置につきましては、65歳が適用になりますでしょうか？それとも70歳になりますでしょうか？

回答1

「社会政策推進」の項目は努力義務等に対する取組を加点対象としており、令和7年4月から完全義務化された「65歳」は加点の対象とはなりません。努力義務となっている「70歳」を加点の対象とします。

質問2

障害者の雇用の法定雇用率につきましては、当社グループ全体では達成しているのですが、グループでの申請で問題ございませんでしょうか？

回答2

障害者の法定雇用率については、参加される事業者が基準を満たしている場合に加点の対象となります。グループとして参加される場合は加点の対象になりますが、参加者が別の場合は、そちらで法定雇用率を満たしていないと加点の対象にはなりません。なお、法定雇用率は参加資格に影響するものではありません。

質問3

提案書が10枚まで(表紙除く)となっておりますが、概算見積書は10枚に含まれますでしょうか？

回答3

概算見積書は企画提案書とは別のものですので、含まれません。

質問4

滋賀県内の事業者と連携をして進める場合、県内事業者の加点はございますでしょうか？

回答4

「⑮滋賀県内に本店を有する事業者であるか」という加点項目は、本店が県内にある必要がありますので、ご質問の内容は加点対象にはなりません。

質問5

様式1の代表者の押印は、入札参加資格の代表者に揃えないといけないでしょうか？
入札参加資格を取得した部署と提出する部署が異なるため、できれば入札参加資格とは別の代表者の押印で行うことができると思います。

回答5

様式1には御社の代表者印を押印していただく必要があり、部署の印で代表者印に代えていただくことはできません。なお、本件は入札参加資格がない場合はご参加いただけませんので、予めご了承ください。

質問6

上記の代表者印は、企画提案書、概算価格書の正本にも押印しなければならないか？

回答6

企画提案書、概算価格書ともに正本には代表者印が必要です。なお、副本4部には、審査の公正を期すため、代表者印や、会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる表示はしないようにしていただくよう、ご留意ください。

質問7

プロモーションの一環として2年前に実施されていたような「ここ滋賀1階商品券」を事業費の中で付けることを検討しておりますが、可能でしょうか？
可能な場合、商品券の制作は、ここ滋賀様にお願いできるのでしょうか？

回答7

可能です。ただし、商品券事業に係る経費は貴社で負担をお願いします。また、商品券の制作は当所で行いますが、作成経費は貴社でご負担願います。

質問8

<対象宿泊施設様との調整について>

弊社と基本契約をいただいております施設様以外に、今回の旅行割施策に参画いただく事にな

りました未契約施設様が弊社と新たに契約いただきます際に、既存の施設様とキャンペーン開始時期に時差が発生する場合は契約が出来次第の販売開始でもよろしいでしょうか？

回答8

未契約施設については、契約ができ次第の販売をお願いいたします。

以上